

2020 年 6 月 15 日

学生・教職員 各位

沖縄女子短期大学
危機管理対策委員長（学長）平田 美紀

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた 授業に関するガイドライン（行動指針）について＜第 3 報＞

5 月 25 日に「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた授業に関するガイドライン（行動指針）について＜第 2 報＞」を通知しました。6 月 2 週間の分散登校の状況を踏まえて、前期間最終の授業方針とそれに伴う行動指針を第 3 報として示します。学生の皆さん、全教職員が自分事として共有し励行することをお願いいたします。

1. 新型コロナウイルス感染症対策に係る基本方針

学生やすべての教職員の健康を確保しつつ、本学の行う教育・研究活動を持続可能にしていくために、次の事項を徹底すること。

- （1） 感染防止のため、密閉空間、密集場所、密接場面の「3つの密」を回避する。
- （2） 感染源を断つことが重要であるため、訪問者等へは、窓口を通して慎重に対応し入構の可否を判断する。
- （3） 感染収束が予測不可能なため、対面授業開始後も分散登校や遠隔授業を継続する。

2. 授業方法や日程等について

※3つの密を避けるため分散登校を延長するとともに補講（対面授業）も実施する。

（1） 分散登校について

7 月 2 日（木）～7 月 8 日（水）（1 年生登校、2 年生遠隔授業）
7 月 9 日（木）～7 月 15 日（水）（2 年生登校、1 年生遠隔授業）
7 月 16 日（木）～7 月 22 日（水）（1 年生登校、2 年生遠隔授業）
7 月 23 日（木）～7 月 29 日（水）（2 年生登校、1 年生遠隔授業）
7 月 30 日（木）～7 月 31 日（水）（

- ① 但し、必要な場合は 2 週間単位で検討・確認をし、県の方針・動向等を踏まえて対応する。
- ② 時間割と教室の調整等の関係で、曜日や時間帯が変則的な場合もある。

（2） 出欠の取扱いについて

学生は、相当の事由がある場合、対面授業への登校を控えることができる。その際の欠席扱いは個々に考慮し、課題研究授業で対応する。

3. 学生・教職員が行わなければならないこと

（1） 登校・出勤時について

- ① 毎日検温を実施すること。

- ② 健康チェック表を記録すること。
- ③ 風邪症状等具合の悪い場合は、登校・出勤せずに外出を控えること。
- ④ 大学内への入構はマスク着用を必須とする。未着用の場合は入構できません。但し、登下校・出退勤時等の屋外における高温・多湿の状況下では、密集・密接を避けた安全な環境を担保して着用の有無を判断すること。
- ⑤ 玄関・教室前の手指のアルコール消毒をすること。

(2) 授業時間について

- ① 分散登校期間は、指定された座席若しくは、隣り合って着席することを避けて受講すること。
- ② 授業中は常時、可能な限りの換気を行うこと。
- ③ 授業中は適宜水分を補給し、口腔内の乾きを防ぐこと。
- ④ 授業終了後は、各自で必ず机と椅子を備え付けの消毒液とペーパー等で拭くこと。
⇒教員が学生一人一人にペーパーを手渡し、噴霧ボトルで消毒液をペーパーにかけ、学生が拭く。(次の時間以降も同じ席に着く場合を除く)

(3) 休み時間・空き時間等について

- ① 廊下や階段の移動中やトイレの利用時等も密閉・密集・密接の3密を長時間つくらないようにすること。
- ② トイレ使用後は、石鹸を使い完全な手洗い（ポスター掲載）を励行すること。
- ③ エレベーターの使用は可能な限り控え、使用する場合は5名程度とすること。
- ④ 冷水機は、原則、水筒等への補充にのみ使用すること。

(4) 昼食時について

- ① マスクを外すことから、原則、指定された座席若しくは、距離の近い対面席を避けて（座席の間隔をあけて）食事をすること。
- ② マスクを外した状態の近距離での会話や大きな声を出して遠くの人に話しかけること等をしないこと。

(5) パソコン・ピアノの使用について

- ① 大学内でのパソコン使用は、指定された場所で行うこと。
- ② 6階パソコン室も使用可であるが、座席の間隔をあけて座ること。

4. 科目、時間割、教室収容人数等について

- (1) 体育等、マスク着用の有無を判断しなければならない授業については、着用の義務はその限りではないが、担当教員は、コロナ感染症拡大防止に可能な限り配慮すること。
- (2) 分散登校期間は、特別に設定された時間割を使用すること。
- (3) 教室使用は、収容定員の50～60%とすること。

5. 外部講師等の授業・講演について

外部から講師を招聘する授業や講演会については事前に稟議をあげ、緊急性・必要性の観点から優先的に実施の可否を判断するが、実施する場合は密を避けるための会場配置等に配慮すること。

6. 教職員の対応

- (1) 教職員は、行動指針が徹底されるよう学生等へ働きかけること。

- (2) 学生一人一人の学習状況・生活状況を把握するよう努めること。
- (3) 緊急の場合は速やかに連絡を取り合い、必要に応じて協議の場をもち対応すること。(Slackの活用を含む)
- (4) 教員は、授業終了後、ドアや教材、クーラー等のスイッチも消毒する。
- (5) 5月21日以前に提示した遠隔授業における課題の提出は、対面授業開始後に内容確認をし、開始後3週間程度猶予を与える。
- (6) 職員は、「新型コロナウイルス感染防止の消毒実施体制」(5月25日発出)に従い、感染防止のための教育環境を整えること。
- (7) その他

- ① 通信環境への配慮

遠隔授業を受講する学生の通信環境は様々であることから、通信量増大による使用制限や通信料金の高額化、接続不安定などに配慮した授業を実施すること。

- ② 著作物の取り扱いについて

授業で配布する各種資料(課題他)などは、その授業のみでの使用とし、授業で配布する音声ファイル、動画・画像ファイル、教材、資料などを学生が他者に送付または、SNSや掲示板などインターネット上にアップロードする事がないよう周知すること。